

# 令和元年9月定例総会

令和元年9月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

# 平成31年度第6回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年9月4日(水) 午前10時00分から10時50分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (2人)

	3番	山本 美加
	2番	西村 芳秀

5. 議事日程

議案第1号	農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第3号	営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条の審議について
議案第4号	非農地証明の審議について
議案第5号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人

## 会議の概要

議長  
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。

本日は、山本委員、西村委員より欠席の連絡を受けています。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条の審議について

議案第4号 非農地証明の審議について

議案第5号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

3番 黒原委員

4番 岡崎委員 の2名を指名します。

議長  
(中山会長)

それでは議事に移ります。

発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。今回も、農業委員と推進委員と、一緒に意見聴取を行いますので、よろしくお願いします。

それでは 議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について  
担当者の説明を求めます。

農業係  
(出口)

議案書2ページをお願いいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号1-042について、ご説明します。

先月8月の農業委員会の定例総会でも議案に出ておりました、市野々地区での、農地中間管理機構関連農地整備事業の残りの農地の一部となります。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。

認定所在地は記載のとおり、合計3筆、3,029㎡となり、地目はすべて田になります。始期につきましては、2019年9月11日、終期につきましては、農業公社からの要望で、前回の利用権設定と合わせてもらいたいとのことで、2029年8月13日までとなっております。

賃料等につきましては、担い手等に転貸するまでは0円、転貸後から終期までは10a当たり6,000円となります。賃料の支払方法は口座振込となります。

議案書2～3ページに航空写真、現況写真を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

横山委員 　先月もこの問題について、皆さんに確認してもろうたがですが、抜けちょうとか、落ちちよったとかじゃなく、ちょっと手続きが遅くなった分です。  
なので、どうこうではなく皆さんに同意をもらえたらと思います。

議長 　　以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。  
  
意見はありませんか。

委員 　　ありません

議長 　　ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について  
をおはかりします。議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。  
  
挙手全員であります。  
よって本件は議案のとおり承認いたします。  
  
次に、議案第2号 農地法第3条の許可の審議について  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山) 　　それでは、議案第2号 農地法第3条の許可の審議について、ご説明いたします。  
議案書4ページをお願いします。  
申請番号3番と4番は譲受人が同一人物ですので、2件合わせてご説明いたし  
ます。  
申請番号3番、申請者の住所氏名等は議案書に記載のとおりです。事由は売買  
による所有権の移転です。土地の所在は記載のとおりで、登記簿地目・現況地目  
共に田、面積は1,274㎡と217㎡の2筆で合計1,491㎡です。  
続けて、議案書5ページ、申請番号4番ですが、申請者の住所氏名等は議案書  
に記載のとおりです。事由は贈与による所有権の移転です。土地の所在は記載の  
とおりで、登記簿地目・現況地目共に田、面積は955㎡となっております。  
土地の位置図と現況写真につきまして、議案書の6ページ及び7ページに掲載し  
ております。先ほど利用権設定の審議の際に説明のありましたとおり、農地中間管  
理機構関連農地整備事業、という基盤整備事業の実施予定地であります。申請  
地では、今年作も水稻栽培が行われております。  
農地法第3条第2項関係ですが、議案書の8ページ及び9ページをご覧ください。

まず、8ページの第2項第1号 全部効率利用の要件につきましては、先ほどの説明のとおり、当該地区では基盤整備事業の実施に向けて取り組んでおり、すでに周辺農地は農地中間管理機構への利用権設定がほぼ完了しております。

本件の農地は、事業実施のために地元に住する受益者が共同で費用負担して地権者より買い取り、譲受人が受益者を代表して権利設定を行います。権利移動後は農地中間管理機構に貸し付けられ、基盤整備を実施して農地の受け手に転貸される計画となっております。換地の際には、費用負担者で均等に配分します。事業要件として、受け手へ転貸後は収益性の向上など、一定の要件を満たす計画が必要であり、事業実施によりこの区域の生産性の向上や農地の集積・集約化が期待でき、この農地を含めた周辺農地一帯の効率利用に繋がりますので、許可相当と判断しております。

第2号 農業生産法人以外の法人かどうかについては、受益者を代表して譲受人が個人で権利設定をするため該当しません。

第3号 については、信託ではありません。

第4号 農作業常時従事については、譲受人個人が耕作する場合であっても、年間188日の農作業従事日数があり、機械保有の状況からも必要な作業に従事できるものと考えますが、今回の権利移動により、周辺農地と合わせて基盤整備を実施した後、農地の受け手に配分・転貸され効率利用される計画であるため、不許可要件には該当しないと判断します。

第5号 下限面積については、下限を超えており該当しません。

第6号 転貸については、譲渡人の所有農地であるため該当しません。

第7号 地域調和については、当該地一帯は水稻栽培が行われております。基盤整備後の作付計画は、地域の話し合いに基づき大筋で作成済みであり、水稻もしくは露地野菜の栽培が行われる予定となっておりますので、近隣農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、9ページですが、譲受人が申請番号3と同一のため、8ページの調査結果と同一の部分につきましては省略させていただきます。一点、全部効率利用の部分に記載していますが、申請番号4番については、地権者より事業実施のために地区へ譲ってもいいとの申し出を受けて、譲受人が代表して取得するものです。換地の際は、申請番号3番の費用負担者に、均等に配分することになっています。

他の項目は、申請番号3番の調査結果と同様ですので説明を省略します。

以上、本申請につきましては、申請番号3と4ともに許可相当と判断しますが、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

横山委員

2号の分ですがね、2号の分はこの圃場整備について説明、地権者といろいろ

折衝する中で、なかなか賛同してもらえん中で、もう、地域で買うようにという話になりまして、地権者同士話し合った結果、まあ、何とか地権者で買おうという話になった経過がその結果です。

それから、今いろいろ事務局から説明があったように、8ページ、9ページの真ん中の説明の中で書いてあるとおりなので、よろしく願います。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

賛成です。許可したら良いと思います。

ないようですので、これより採決に移ります。

採決の際に、申請番号3番と申請番号4番を別に挙手をしてください。

議案第2号 農用法第3条の許可の審議について をおはかりします。

まず、申請番号3番に賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。挙手全員です。

申請番号4番の審議について、挙手をお願いします。挙手全員です。

よって、本件は議案のとおり可決することにいたします。

次に、議案第3号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び  
第5条の審議について

土佐清水市農業委員会規則第18条において、農業委員の委員は自己、又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参入することができないと記載されております。本件において弘田委員がこの規制を受けま  
すので、意見の審議開始から終了まで退出をお願いします。

退出しましたので、審議に移ります。事務局説明をお願いします。

事務局  
(中山)

すみません、最初にちょっとホワイトボードを使って説明させていただきます。

議案第3号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条の審議に  
ついて、ご説明いたします。

議案書は別冊にしております。縦のこちらと、別紙の意見書(案)A3で二つ折に  
にしてある資料ですので、ご準備をお願いします。

まず、営農型太陽光発電事業については、ある程度ご存知のこととは思いますが、改選もあり、過去に審議したのが約3年前になりますので、改めて簡単にご説明  
をいたします。

営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を下部で適切に継続しながら  
上部空間に設置する太陽光発電設備等のことです。技術の確立と、ニーズの高まりを受けて、平成25年3月に営農型太陽光発電に関する農地転用許可制度の取  
扱い通知というものが農水省から出されており、この通知に基づいて審議を行っ

ております。

今回の斧積の件は、平成28年12月5日に最初の一時転用許可が出されており、今年で3年間の許可期間が満了するため、再度許可を受けるための申請となっております。

まず、営農型発電を行うにあたっては、下部の営農を適切に継続する必要がありますが、今回のケースでは、下部、こちらで榊の生産を行う組合が、売電期間に合わせた20年間の耕作する権利の設定、3条の使用貸借権の設定を行っております。

そして、ソーラーパネル設置に必要な支柱部分、この支柱部分が農地としては使わないことから、転用許可が必要となりますが、支柱部分の一時転用を行うため、使用貸借権を持つ榊の耕作者と、ソーラー発電設備の設置事業者とが申請人と申請なり、5条の一時転用の許可をとる必要があります。この転用期間は、取扱いにより3年間となっておりますが、平成30年に取扱いが改正され、現在は要件を満たせば最長10年間まで転用許可を受けることができます。ただし、本件の場合、農用地域内の農地であるなどの理由から、従前どおり3年間の権利設定となっております。そして、パネルを設置することにより、土地の空中部分を占有することとなりますので、その権利設定が必要となります。借地権という権利の中で、土地の上部空間を占有する権利を区分地上権と言いますが、今回のケースの場合、土地自体は榊の生産組合が生産所有権を持っていますので、この部分については土地の所有者から事業者に対して3条の区分地上権の設定が必要となります。

区分地上権の期間も3年間となっておりますが、取扱いによりまして、この許可の日と一時転用の許可の日を同一にすることが定められており期間も同じにする必要がありますので3年間の権利設定となります。説明は以上です。

議案の方に戻らせていただきます。

本日は、空中部分の区分地上権の設定と支柱部分の一時転用について審議をお願いすることになります。

では、議案書の別冊に入らせていただきます。1枚めくっていただいて、目次の上に位置図を載せております。実施箇所は斧積の昭和新地というところですよ。

別冊の1ページをお願いします。A3の用紙です。

農地法第3条の規定による区分地上権の設定についてですが、まず議案書の訂正をお願いいたします。申請人の③番の方の年齢が81歳ではなく77歳です。申請人⑤番の方の年齢が87歳ですので、お手数ですが訂正をお願いします。

申請人の住所氏名等は議案書に記載のとおりで、貸人が7名、借人は太陽光の設置業者となります。事由は区分地上権の設定で、期間は許可日から3年間となります。

土地の所在は記載のとおりで、7名の地権者で合計11筆です。登記簿・現況ともに地目はすべて畑で、権利を設定する面積は、それぞれ面積のところに何㎡のうち何㎡と記載しており、11筆合計面積14,671㎡のうち、パネル部分の面積として

4,522.87㎡に区分地上権を設定します。所有権以外の使用収益権として、榊の生産組合である合同会社の使用貸借権が20年で設定されております。

農地法第3条第2項関係ですが、ただし書の規定により、地上権の設定については農地法第3条第2項各号の要件についての審議は不要となっております。

本申請の場合、ソーラー事業に係る支柱部分等について、農地の使用貸借権を有する 合同会社と、太陽光発電事業者 双方より、5条の一時転用申請が出てお出り、当該農地及び周辺の農地の営農条件に支障がないと判断されれば一時転用と同日付・同一期間で許可とするものになります。

それでは、続けて2ページ以降の説明に入らせていただきます。

農地法第5条の規定による意見の審議についてご説明いたします。内容はほとんど同じですので、一括で説明いたします。

12ページに位置図、13、14ページに現地の写真を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

申請者は議案書に記載のとおりで、貸人は農産物の生産販売業を行っており、借人は発電・売電事業を行っております。転用面積は、1,117㎡のうち支柱部分の20.77㎡となっております。所有権以外に、20年間の使用貸借権が設定されています。転用目的は太陽光発電設備用地で、すでに許可を受けて事業を実施しており、設備も設置済みで稼動しております。転用期間の満了が近づいているため、再度使用貸借権の設定を受けるための申請です。

パネルの撤去については、発電事業者の負担により行います。

パネル下部の作物(榊)の生育状況については、農林水産省通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」という通知において、転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生育状況を翌年2月末日までに許可権者に報告することが定められております。平成31年2月、知見者の所見として、「発電設備下部の経営状況としては特に問題なく事業計画どおりである」と報告を受けております。事務局による現地確認においては、葉の変色や生育不良、シカの食害等が見られたものの、植え直しを行うなど適切な対処を行い、栽培管理されていることを認めました。

現在作付3年目であり、4年目以降は収穫・出荷が見込まれる状況となっておりますので、ご報告いたします。

別紙の意見書を申し上げます。A3の用紙です。

申請番号4番です。申請に係る事項としまして、事業計画の工事計画の部分ですが、既に設備は設置済みですのでその旨を記載しております。

農地区分については農用区域内の農地となっております。農地転用に関する許可基準からみた意見として、中ほどに意見決定の理由という欄がありまして、そちらに記載しております。

・営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備に係る支柱等の付帯設備の用地としての一時転用申請です。平成28年12月5日に最初の一時転用許可を受けており、期間満了が近づいているため再度許可申請を行うものです。



- ・資力は残高証明により確認しております。この場合、パネル撤去費用です。
- ・転用行為の妨げとなる権利を有するものではありません。
- ・経済産業省より事業計画の認定を受け、運転開始しております。
- ・太陽光発電設備に係る支柱等の付帯設備の用地として、必要部分のみ転用します。
- ・宅地造成のみの転用ではありません。
- ・日照・排水等、周辺農地の営農条件への支障なしと判断します。
- ・転用期間は平成30年5月15日付30農振第78号農村振興局長通知別表の区分に応じた期間、先ほど説明しました3年間となっております。
- ・行政庁との協議は不要です。
- ・下部農地での営農状況は概ね良好と認めます。

以上により、土佐清水市農業委員会として転用許可妥当であると判断します。2ページ以降につきましても、申請書と同様、面積以外の内容は同じですので、意見書の説明を省略させていただきたいと思います。

議案第3号の別冊の申請書、3ページ以降につきましても、違っているのが、土地の地番と面積のみとなっております、パネルの設置枚数によって撤去費用の金額が若干違っているだけですので、こちらについても説明は先ほどの一括説明とさせていただきます。事務局からの説明は以上です。☒

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員 　　現地確認を事務局の方と行いました。パネルの下の榊の生育状況については今の事務局の説明と重複しますが、葉の変色、生育不良、鹿の食害等の被害木の植え替えをしたところは、まだ苗木が小さく、適切に対処を行い、管理されていると思われました。なお、鹿、いのししの進入防止柵、高さ1mのフェンス、その上に1mの有刺鉄線を張って、高さ2mほどにしています。以上です。

議長 　　以上で、議案についての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

池委員 　　追加で、写真の13・14ページをお願いします。  
13ページの地番1249番ですが、赤茶けておりますが、これは除草剤ではなく、草を刈った後の草が枯れたものです。以上です。

議長 　　はい、わかりました。意見があればお願いします。

横山委員 　　写真を見る限りでは、あまり榊の手入れとかをしてないように見えるのですが。

池委員 　　年に2回は、草刈を行っているということです。それで先ほども説明したように、

小さい苗木は植え替えた部分で、大きい部分は1mぐらいまで成長しております。

事務局  
(中山)

事務局から補足させていただきます、場所によって条件が違おうようで、生育状況にけっこう差があるなという印象を受けています。12ページの地図を見ていただきますと、左の方、西の方ですけど、1249番、1256番、1257番、1261番そして、1267・68ぐらいまでは、生育状況がけっこう良いなという風に思いました。特に大きく育てるために手をかけている、という印象はないですけど、必要最低限、収穫が見込めるぐらいの手はかけていて、そこそこに大きくなっているなという印象を受けています。多分日照の関係とか土地の傾斜の関係とかがあると思います。後の筆についても若干、生育状況が遅れている、背が低いような印象がありましたけど、食べられたところとか、傷んだところは植え替えを行っているということで、写真では中々分からないですけど、ちょっと背の高いところの隣に低いものがあったりして、ダメになったものは植え替えしているということで、下部の作物についても、放置しているわけではない、手をかけているという印象がありましたので、営農状況は概ね良好という判断をしております。以上です。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び  
第5条の審議について

まずは5条の一時転用について、おはかりします。議案のとおり意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり意見書を提出いたします。

なお、本件は農用地区域内の農地ですので、農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会において意見聴取する必要がありますので、事務局より議案提出を行います。常設審議委員会の後、意見書を付けて、県へ提出いたします。

続いて、3条の区分地上権の設定についておはかりいたします。5条の県知事許可がおりたら、その許可日と同日付で許可とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は、5条の許可がおりたら、同日付で許可いたします。

弘田委員 入室してください。

続いて 議案第4号 非農地証明の審議について 事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

それでは、元の議案に戻っていただきまして、議案第4号 議案書10ページをお願いします。

議案第4号 非農地証明の審議について①をご説明いたします。

申請人の住所氏名及び、土地の所在地番については、議案書に記載のとおりです。登記地目 畑が542㎡、田が3.3㎡で2筆合計で545.3㎡となっております。

10ページの位置図をご確認ください。申請地は、大岐と益野をつなぐ、ふるさと林道より北へ山道を入れていったところにあります。耕作条件が悪く、周辺も山林であったため、昭和60年頃に杉を植林し、現在に至っているとのこと。

11ページが現地の写真です。現地写真からも分かるように、現況はすでに山林化しており、農地復旧は不可能であると思われます。本申請について、非農地証明の交付は妥当であると判断しますがご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

現地確認を8月20日に事務局の方と行きました。場所についてはふるさと林道からでも行けますけど、上野の上ノ段の益野川沿いに、ワライゴというプールがあって、小学生や中学生が夏休みの間利用していました。その上の山道を20分程歩いたところ。まあ、道幅は狭くて一人一人が通るのがやっとのところ。写真で判断の程よろしくお願いします。

議長

本件について質疑、意見のある方は、挙手のうえお願いいたします。

横山委員

現地の写真を見る限り、また、池委員の説明を聞く限り、これは、農地への復旧はなかなか困難ではなかろうかと思えます。

弘田委員

これは後、何かするか聞いちよりますか。

議長

事務局、何か聞いてますか。

事務局  
(中山)

お答えします。野村建設さんが処分場か何かを奥に作るのに、まだ計画段階ですけど、何ヶ月か前ですけど、一度この辺周辺一帯の山林化している農地の非農地申請が出てきて、皆さんに審議してもらったと思うんですけど、その時にどうももれていたようで、追加で申請があったかたちです。まだ具体的に、計画を聞いているわけではないんですけど、なんらかに使われるのではなかなと思えます。

弘田委員

以前に処分場みたいなところを作っちゃって、せまんなったけんそこへやるような話も聞いたがやけど、その時に廃棄物やらなんやらが流れてきて、だいぶえてん悪い、そんなことらも聞いたけんね。

事務局 (中山)	ここで、審議できるのが非農地かどうかの判断になるので、もし、環境的に汚染とかになれば、別のところに言うていかないかん。環境課か、何処になるか分かりませんが。
弘田委員	狭なったけん、そこにやると聞いたけん、それをやると川へ流れてきて、海にも流れて、こじやんと迷惑しちょう。
議長	そのことは環境課かどこかで、審議してもらって。他にありませんか。
	ないようですので、これより採決に移ります。 議案第4号 非農地申請の審議について ①を、おはかりします。 議案のとおり非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	挙手全員であります。よって本件は可決といたします。
	議案第4号 非農地証明の審議について②について事務局の説明を求めます。
事務局 (中山)	<p>それでは、議案第4号 非農地証明の審議について②をご説明いたします。 議案書12ページをお願いします。</p> <p>現況の違いから2件に分けて申請を受けておりますが、一括して説明させていただきます。申請人の住所氏名及び、土地の所在地番については、議案書に記載のとおりです。登記地目は田が1筆305㎡、畑が3筆でそれぞれ236㎡、144㎡、18㎡の合計で4筆、703㎡となっております。</p> <p>12ページの位置図をご覧ください。申請地は、下益野の国道沿いに位置しており、各筆の位置関係は右側の写真が分かりやすいと思います。13ページの現地写真も合わせてご確認いただきますと、申請番号11の2筆とも、耕作されなくなり30年以上が経過しており、266番については機械の進入路がなく、宅地裏手の264番は竹が繁茂しており、今後農地としての活用は難しいと考えられます。</p> <p>申請番号12の国道側の2筆については、昭和17年頃から隣接地の住宅への進入路として使用されており、現在は駐車場として利用されるようになって20年以上が経過しております。砂利敷きで耕土もなく、木の生えているところもあり、農地としての活用は見込めないと考えられます。</p> <p>以上により、市の非農地基準に照らして非農地証明の交付は妥当であると判断しますが、ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	地区担当委員より補足説明がありましたらお願いします。
池委員	これといったこともありませんが、現地確認を8月20日に事務局の方で行いました。場所については国道沿いの、沖和塗装を三崎方向におよそ50mほど行った

ところの右側です。説明は、今事務局が言ったとおりです。審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

議長

説明が終わりました。何か意見のある方はありませんか。ないですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地申請の審議について ②を、おはかりします。

議案のとおり非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決といたします。

次に、議案第5号 その他の件について

非農地証明について事務局より報告をお願いします。

事務局  
(中山)

それでは、議案第5号 その他の件の非農地証明の報告をいたします。

議案書14ページをお願いします。

申請番号13番、申請人の住所氏名と土地の所在は議案書に記載のとおりです。  
この土地は小字がありませんので空欄です。登記地目は畑で、面積が426㎡と  
なっております。下の位置図と現地写真も併せてご覧ください。

申請地は、第三土地区画整理事業の実施区域であり、平成14年6月7日付で  
仮換地指定済みとなっておりますので、令和元年8月19日に申請を受け、23日  
付で非農地証明を交付しております。事務局からの報告は以上です。

議長

次回定例会開催日は、令和元年10月4日金曜日 午前10時から  
会場は、土佐清水市役所 第一会議室で行います。

その他、何かありませんか。

横山委員

当地区で圃場整備進めておりますが、なかなか職員の方も一生懸命やってくれ  
る中で、だいぶ片付いてきたが、なかなかこれ、係の方に聞くと100%の同意が  
ないとなかなか出来ない、なかなか、たくさんの方の地権者の中で100%やいうの  
は、なかなか大変で、どこの地区でも困難を極めるのではなかろうかと思えます。

なんとか、国や県に働きかけて、もう、80・90辺りで地区の同意があれば出来  
るような、そういう制度を、やってもらわんと、これから先、地区の色々なことを考  
えた中で、皆さん取り組んでおるけど進んで行かん思うがよ、まあ、すぐにどう  
こういうことは出来んけど、なるだけ、そういうことも、会の中でも発信してもら  
うて、地区の同意が80・90になったら、強制的にでも出来るようなことをしても  
らいたい。なかなか係の人が大変やと思う。お願いします。

- 議長 現状では、どれくらいの%できちょうがですか。
- 横山委員 現状では、あと一人です。  
親はもう、ずっと賛成してくれようがですが、今の相続の問題で子供が一人どうしても、判がもらえんと・・・。
- 局長 登記の関係にかかってきますけんねどうしても、工事は出来たとしても、あと登記するにあたっては、どうしても判子が全部そろわんと出来んというのがありますけん、やったところで、あとで判がそろわんかったら、どうにもならんですけんね。
- 横山委員 今のように100%やないと出来んということなら、どの地域でも出来んと思う。せっかく良い制度がありながら、出来んような制度なら作ってのことはないがやけんよ、そこら辺りひとつちよっと、発信してもろうて、なんとか出来るような方向性を見つけてもらいたいと思います。
- 岡崎委員 もうひとつ相続の問題で、同意全部もらわないけませなね、これは法改正かなんかからむがですけど、やはり、あの、納税をしている方がかまんと、賛成してくれたら、ある程度は出来るようなかたちを、国の方に要望してもらいたいと思います。いま、宗呂の上も色々話して、やっておりますけど、その点がいろいろ問題になっておまして、で、税金を納める方がおりますわね、親権者の中で、その人の同意があれば出来る。というような制度を作ってもらわんことには、なかなか、横山委員が言うように、先には進まないんじゃないかと思います。
- 議長 確かに、それはありますね。僕らのところも構造改革やったときには、それで何日何日もながれたけん。
- 横山委員 今回ののは、役所が窓口でやりよるやん、今までの圃場整備ゆうたら地区で組合作って、そこで役員の方が骨折ってやりよった。ほんで僕も、なかなか今度の制度の中で、地権者にしたり、地区の役員にしたり、あんまり、骨は折らん、折れんやいか、その中で、なかなか係の職員の方のストレスは大変やないろうかと思う。
- 局長 それを一番思いようがは、職員ですけん。今言われた納税管理者とからも、当然職員らも思うちよことながですけどね、なかなか法律を改正するとかになるとね難しい。
- 横山委員 まあ、職員もなかなか地権者に関しては、あまり、がいなこと言えんやいか。地区の者やったら、けっこうね、ああじゃこうじゃがいに言えるけんどね、そこら辺りほんまに大変やと思う。

局長 裏方でがんばりますけん、職員。

岡崎委員 職員の方はご苦労です。ほんまに。

局長 元々の事業がほんとは地元と県とやけん、市がほんとはあんまり出てこんのやけどね。けんど市ぬきじゃなかなか難しいですから、その辺りはやっぱり、うちがあるていど出張って、やらせてもらいますので。

横山委員 まあ、地域はまとめられても、なかなか他所に居る地権者。その人らが地域のことを一切わかってないに、いろいろなことを言うけん、それがいかんがよ。それで、どうしたちね、こう、大変なことらがいっぱいある。

議長 親族の方や、兄弟姉妹の方をお願いするしかないもんね。

岡崎委員 とくに県外の方が例えば、5人も6人も居ると、私の地区では、20人も居る人がいて、県の方も今までの例から言うたら不可能でしょう。というような感じになりますよね。全員の同意を取ることは、大変やと思います。

議長 まあ、事務局も骨を折れるところは折ってやってください。

他何かありませんか。

ないようでしたら、これで9月定例総会を閉会といたします。  
ありがとうございました。